

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第24号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第24条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「カに掲げる額を減額して得た額」を「カ及びキに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第1号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

第24条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

第24条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

第24条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者

均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。